

「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」の設置について(案)

令和2年9月15日

1. 趣旨

道路空間のユニバーサルデザインにおいては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、バリアフリー法)に基づき、特定道路の新設または改築や同基準に準じたその他の道路の整備の適合義務を定めた「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(以下「道路移動等円滑化基準」という。)等により整備することによって、全体のバリアフリー化が進捗してきたところである。

道路移動等円滑化基準は、社会情勢の変化や技術向上等に合わせ、内容を見直し、必要に応じて改正を行ってきたところであるが、令和2年度においては、以下の事項に対応した検討を行う必要がある。

① 旅客特定車両停留施設の道路移動等円滑化基準の策定

本年5月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)が追加されたことを踏まえ、旅客特定車両停留施設に必要な構造の基準等について検討が必要となっている。

② 歩行者利便増進道路の構造基準の策定

本年5月に成立した「道路法等の一部を改正する法律」において、賑わいのある道路空間を構築するための道路(歩行者利便増進道路)の指定制度が創設されたことを踏まえ、歩行者利便増進道路に必要な道路構造の基準等について検討が必要となっている。

③ 旅客特定車両停留施設の役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)の策定

本年5月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、公共交通機関において整備された旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)への遵守義務が創設されたことを踏まえ、旅客特定車両停留施設における役務の提供の方法について検討が必要となっている。

④ 道路移動等円滑化基準のガイドラインの策定

今回の道路移動等円滑化基準の改正を踏まえ、道路移動等円滑化基準に基づくバリアフリー整備の推進を目的としたガイドラインの策定が求められており、ガイドラインへの記載事項の検討が必要となっている。

2. 懇談会の設置

旅客特定車両停留施設等の移動等円滑化に向けて、基準、ガイドラインへの反映に必要な事項を検討するため、「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」を設置する。検討事項等は次のとおり。

(1)検討事項

- ① 旅客特定車両停留施設の道路移動等円滑化基準の策定
- ② 歩行者利便増進道路の構造基準の策定
- ③ 旅客特定車両停留施設の役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)の策定
- ④ 道路移動等円滑化基準のガイドラインの策定

(2)検討方法、スケジュール

懇談会を下記のとおり開催し、基準の改正及びガイドラインの改訂等について検討する。

- ・ 第1回懇談会 令和2年9月15日(火)
- ・ 第2回懇談会 令和2年10月頃(予定)
- ・ 第3回懇談会 令和2年12月頃(予定)
- ・ 第4回懇談会 令和3年2月頃(予定)

3. 構成員等

懇談会は、有識者、関係団体、福祉関連に関わる専門家、行政担当者等の実務者により構成する。懇談会構成員は、資料2のとおり。

事務局は、国土交通省道路局企画課とする。